

食文化伝承支援事業補助金 募集要項（概要版）

- 食文化体験や料理教室を支援します！ -

補助対象者

市内在住の個人または団体

実施期間

5月1日 ～ 翌年2月末日

補助対象の事業

●（１）郷土食・伝統菓子伝承事業

……地域で世代を超えて受け継がれてきた郷土食や行事食、つるおか伝統菓子（鶴岡雛菓子・笹巻・とちもち）、食材の保存技術等、食文化の伝承を目的とした料理教室や体験学習

●（２）在来作物伝承事業

……在来作物の利用促進や理解醸成を目的とした料理教室や体験学習

※ただし、広く市場流通が図られている品目（だだちゃ豆、温海かぶ、庄内柿、孟宗筍等）は対象外。

●（３）地産食材活用事業

……地産食材を活用した料理教室や体験学習

※このような事業は補助対象外です

・営利目的のもの ・参加者が5人に満たないもの ・その他、協議会会長が不相当と判断するもの

申請から事業実施までの流れ、提出書類

①申請 ……事業実施日の2週間前までに申請書等を提出ください

提出書類：交付申請書、事業計画書、収支予算書

※事業計画ができてほしい、申請可能です。（例：2月実施予定事業を7月に提出）

②交付決定 ……事務局より交付決定をお知らせします

③実績報告 ……事業実施後、2週間以内に申請書等を提出ください

提出書類：実績報告書、事業報告書、収支決算書、領収証等(写)

その他事業の内容がわかる資料（実施時配布資料、写真等）

④交付確定 ……事務局より交付確定をお知らせします

⑤請求 ……交付確定通知書をお受け取り後、請求書を提出ください

⑥支払 ……請求書を受け取り後、指定口座に補助金の支払いをします

※各様式は鶴岡食文化創造都市推進協議会ウェブサイトからダウンロードできます。

補助率、補助限度額、補助対象経費

※令和7年度から補助率が一部変更します。

事業区分	補助率	補助限度額	補助対象経費
(1) 郷土食・伝統菓子伝承事業	<u>対象経費の 2/3</u>	15,000 円	講師謝礼、食材費、会場費、保険料、消耗品等 ※特記事項あり
(2) 在来作物伝承事業	定 額		
(3) 地産食材活用事業	対象経費の 1/2	10,000 円	

※以下に該当する経費は補助対象経費から除く。

1. 事業終了後も使用できる備品の購入に係る経費
2. 景品、記念品等の購入に係る経費
3. 申請者や申請団体構成員を対象とする謝礼
4. 食糧費（茶菓子、体験学習における食糧経費等）、過大な食材費・消耗品費、自宅にある調味料
5. その他、対象経費として不相当と認められる経費

食文化伝承支援事業補助金“交付制限”の追加について

- 令和7年度から、募集要項に交付制限が追加されました。 -

鶴岡食文化創造都市推進協議会では、令和5年度より、市民の皆さまが主体となって実施する『鶴岡の食・食文化』をテーマとした料理教室や体験学習など、食文化の継承に向けた取り組みを支援する「食文化伝承支援事業補助金」を実施してきました。

令和7年度から、補助金の交付にあたって一部制限を設けております。詳細については、以下の内容をご確認のうえ、引き続きのご応募をお待ちしております。

交付制限

補助対象事業の区分(3)地産食材活用事業に対する補助金の交付回数の上限は通算3回までとし、令和7年度の交付から数えます。

【申請可・不可の例】

申請者・団体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
申請者 A	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(3)地産食材活用(内容：料理教室) ※4回目の申請となるので申請不可 (1)郷土食・伝統菓子(内容：笹巻体験) (2)在来作物(内容：沖田なす漬物づくり体験) ※申請可	(1)郷土食・伝統菓子(内容：笹巻体験) (2)在来作物(内容：沖田なす漬物づくり体験) ※申請可
申請者 B	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(2)在来作物(内容：沖田なす漬物づくり体験)	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(3)地産食材活用(内容：料理教室)	(3)地産食材活用(内容：料理教室) ※4回目の申請となるので申請不可 (1)郷土食・伝統菓子(内容：笹巻体験) (2)在来作物(内容：沖田なす漬物づくり体験) ※申請可

※本補助金は、予算の上限に達し次第、申請の受付を終了する場合があります。そのため、実施期間の終了日(翌年2月末日)よりも前に受付を締め切ることがあります。あらかじめご了承ください。

※本補助金の申請受け終了のお知らせは、鶴岡食文化創造都市推進協議会ウェブサイト「新着&イベント情報」の「令和8年度 食文化伝承支援事業補助金について」ページで行います。別途の連絡等はいたしませんので、本協議会ウェブサイトをご確認ください。

※原則として、同じ申請者(団体)からの本補助金への申請は、1年度内につき1回までです。事業区分を変えての申請であっても、受け付けできません。

補助金でこんなことができます！（活用例）

◆活用イメージ①

- ・事業類型：（1）郷土食・伝統菓子伝承事業
- ・料理研究家が行事食に関する講話や実食体験を通じて、地域の食文化に触れる機会を創出する。
- ・講師：本人、会場：シェアキッチン、参加費：無料、参加人数：40人

費用	補助対象	金額	
食材費	○	10,000円	ハタハタ、調味料
講師謝礼	×	5,000円	本人が講師
会場費	○	1,000円	
消耗品費	○	1,000円	ゴム手袋、紙皿等
経費合計		17,000円	
補助対象経費合計		12,000円	上限15,000円 補助率2/3

補助交付額：12,000円×2/3=8,000円 → 8,000円

自己負担額：17,000円-8,000円(補助金)=9,000円 → 9,000円

◆活用イメージ②

- ・事業類型：（3）地産食材活用事業
- ・学区内で参加者を募り、旬の地産食材を活用した料理教室を開催し、地域内の交流を図る。
- ・講師：地域の方(謝礼5,000円)、会場：コミセン調理室等、参加費：1人500円×20人

費用	補助対象	金額	
食材費	○	10,000円	だだちゃ豆、米、調味料
講師謝礼	○	5,000円	地域の方
保険料	○	2,000円	1日保険
消耗品費	×	10,000円	参加者用お土産
経費合計		27,000円	
補助対象経費合計		17,000円	上限10,000円 補助率1/2

補助交付額：17,000円÷2=8,500円 → 8,500円

自己負担額：27,000円-(10,000円(参加費)+8,500円(補助金))=8,500円 → 8,500円

※上記は一例です。

※制度の活用についてご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先にご相談ください。

<提出書類のダウンロード先>

(鶴岡食文化創造都市推進協議会ウェブサイト <http://www.creative-tsuruoka.jp/>)

→ “新着&イベント情報”

→ “令和8年度 食文化伝承支援事業補助金について”

【お問い合わせ先】

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡食文化創造都市推進協議会（鶴岡市企画部食文化創造都市推進課内）

TEL：0235-35-1185 FAX：0235-25-2990

E-mail：endo@creative-tsuruoka.jp 担当：遠藤遼（はるか）

